

山梨県公報

第千三百五十九号

平成十五年

二月二十日

木曜日

目次

道路の区域変更	八三
道路の供用開始	八三
山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額の一部改正	八三
土地改良事業計画の変更	八四
公告	八四
大規模小売店舗の新設に関する届出	八四
大規模小売店舗の名称の変更の届出	八四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)	八五
公安委員会	八五
平成十五年自動車等の運転免許試験等の実施	八七
遊技機の型式の検定	九一

告示

山梨県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年三月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年二月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 箕輪須玉線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

北巨摩郡須玉町大字六平字片瀬五一三一番の三地先から北巨摩郡須玉町大字六平字片瀬五一三五番の四地先まで

新	旧
五・〇〇 一六・〇〇	四・九〇 八・一〇
一〇四・九	一〇四・九

山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年三月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年二月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	横手日野春停車場線	北巨摩郡武川村大字牧原字巾下一七三二番の一地先から北巨摩郡長坂町大字日野字日野原三〇七六番の八地先まで		三八〇・〇	平成十五年三月六日

山梨県告示第九十二号

山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額(平成十二年山梨県告示第二百七十三号)の一部を次のように改正し、平成十五年三月一日から適用する。
平成十五年二月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

二の表所在地の項中「南郷町」を「南郷町(田代町)の区域を添く。」「に、「富沢町」を「南郷町(田代町)の区域に限る。」「に改める。

山梨県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(担い手育成畑地帯総合整備事業(宮末木地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月二十日
山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間
平成十五年二月二十一日から平成十五年三月二十日まで

三 縦覧場所
一宮町役場

四 異議申立期間
平成十五年三月二十一日から平成十五年四月四日まで

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年六月二十日まで縦覧に供する。
平成十五年二月二十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所
山梨青果荷受株式会社 代表取締役 役社長 遠藤政志	甲府市国母四丁目二番四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ファッションセンターしまむら 田富町店
(二)(-) 所在地 中巨摩郡田富町西花輪字阿原前二千六百九十八番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎	埼玉県さいたま市宮原町二丁目十九番四号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年十月八日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百九十九平方メートル
- 届出年月日
平成十五年二月七日

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年六月二十日まで縦覧に供する。
平成十五年二月二十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所
有限会社八光企業管理センター 代表取締役 渡邊恭久	東八代郡石和町四日市場千七百四十五番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パウ いさわ店
(二)(-) 所在地 東八代郡石和町四日市場字大口町千七百四十五番
- 2 変更した事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	包 石和店	パウ いさわ店

3 変更の年月日

平成十五年一月三十一日

三 届出年月日

平成十五年一月三十一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年二月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年一月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社司土木
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町角打三千八十番地
 - 3 代表者の氏名 佐野正司
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第三七一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十二月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年二月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 伊藤建築
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡上九一色村本栖二百十八番地百六
 - 3 代表者の氏名 伊藤章一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第二二八八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十一月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年二月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社山川工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市和戸町三百十番地
 - 3 清算人の氏名 山川博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第二〇七四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年二月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社甲信建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡武川村山高二千五百四十七番地
 - 3 代表者の氏名 樋口武治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二八二五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年二月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ゆたか商事
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡河口湖町船津六千六百六十三番地四
 - 3 代表者の氏名 梶原豊三
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第四一六四号
 - 四 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十四年二月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年二月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社甲栄興業
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡白根町下今諏訪三百六十四番地二
 - 3 代表者の氏名 平賀清
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第四九一四号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年二月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年一月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 加賀美鉄興有限公司

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市中町三百九十三番地
 - 3 代表者の氏名 加賀美英夫
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第五〇九五号
 - 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十五年一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年二月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年一月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山梨ステンレス株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町富竹新田千七百番地
 - 3 代表者の氏名 篠原光彌
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第五〇九九号
- 四 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十二月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年二月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社チコーシステム富士
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市笹子町吉久保千二百八十五番地六
 - 3 代表者の氏名 今井勝日児
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第五三九六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

工業業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 五 処分となった事実 平成十四年十二月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十五年二月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十四年十二月二十一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社山梨ケイテクノ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市飯田三丁目六番三十九号
 - 3 代表者の氏名 雨野善彦
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 九）第七七八一号
 - 四 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十四年十二月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十五年二月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十五年一月二十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社空調システム工業
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡田富町山之神三千六百二十二番地の七
 - 3 代表者の氏名 塩沢満
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一）第八〇二二号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十五年一月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

● 平成十五年度自動車等の運転免許試験等の実施
 平成十五年四月から平成十六年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十九条第二項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）及び法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）、法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）並びに道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）附則第三条第三項及び第五条第三項又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。
 平成十五年二月二十日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週水曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
普通自動車免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日及び平成十六年一月五日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運
大型自動車仮免許		

大型自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。） 又は警察署で行う毎月第一火曜日及び第三火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター）
原動機付自転車免許		免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署

三 一部免除試験

1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日及び平成十六年一月五日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八
普通自動車第二種免許	十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室（昭
牽引第二種免許		和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の四に該当する者を除く。）
大型自動車免許		
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		

原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日及び平成十六年一月五日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター）
普通自動車仮免許		

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日及び平成十六年一月五日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運転免許センター）
大型自動車仮免許		
普通自動車仮免許		
普通自動車第二種免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許		
大型特殊自動車第二種免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
牽引第二種免許		
大型自動車免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
普通自動二輪車免許		

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日及び平成十六年一月五日を除く。）ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
普通自動車第二種免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
大型特殊自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、技能審査を受けようとする者については、水曜日（休日を除く。）とする。	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
牽引第二種免許	水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の四に該当する者を除く。）
大型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許センター
普通自動車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許センター
大型特殊自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、技能審査を受けようとする者については、水曜日（休日を除く。）とする。	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
大型自動二輪車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、技能審査を受けようとする者については、水曜日（休日を除く。）とする。	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
普通自動二輪車免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
小型特殊自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、技能審査を受けようとする者については、水曜日（休日を除く。）とする。	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
原動機付自転車免許	水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（技能審査を除く。）
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日及び平成十六年一月五日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
普通自動車仮免許	水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（技能審査を除く。）

四 再試験
1 自動車等の運転に必要な技能についての再試験

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動車免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
大型自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）

2 自動車等の運転に必要な知識についての再試験

普通自動二輪車免許	試験日	試験場所
普通自動二輪車免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
原動機付自転車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許センター
大型自動二輪車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許センター
普通自動二輪車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許センター

五 審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、技能審査を受けようとする者については、水曜日（休日を除く。）とする。	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
普通自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、技能審査を受けようとする者については、水曜日（休日を除く。）とする。	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）
大型自動車免許	水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（技能審査を除く。）
普通自動車免許	水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（技能審査を除く。）
牽引免許	水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（技能審査を除く。）
普通自動車仮免許	水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三丁目二番二号山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室（技能審査を除く。）
普通自動二輪車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）ただし、技能審査を受けようとする者については、金曜日（休日を除く。）とする。	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）

六 その他

1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験及び審査の受付時間

- は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許の技能試験については、予約制とする。
- 4 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県運転免許センター）の住所については、平成十五年四月一日から山梨県南アルプス市野牛島一、八二八とする。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年二月十九日までとする。

平成十五年二月二十日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号		
			遊技機の種類及び区分	型式名
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	二四〇九〇三	ジャグラー I ガール 北電子	株式会社北電子
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電	二〇〇九〇一	CRファイバーワンダーパワフルM XW	株式会社三共

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電 動役物	CRファイバーワンダーパワフルJ XW	株式会社三共	二〇〇九九九
株式会社ガイドー 代表取締役 役 賣田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電 動役物	CRファイバー忍 JX	株式会社ガイドー	二〇〇九三五
株式会社ガイドー 代表取締役 役 賣田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電 動役物	CRファイバー忍 FX	株式会社ガイドー	二〇〇九四三
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電 動役物	CR静かなるドン 新鮮組逆襲編パー ト3	マルホン工業株式会社	二〇〇九九一

山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	アンダル シアR 会社	山佐株式 会社	二四〇七三八
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ワイルド ウルフ 会社	山佐株式 会社	二四〇八五〇
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ネオブラ ネット2 003R 会社	山佐株式 会社	二四〇八九八
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ウミイチ パン 会社	山佐株式 会社	二四〇九〇五
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	神龍物語 V 平和	株式會社 平和	二〇〇九七四
高砂電器産業株式会社 代表 取締役 濱野準一 大阪府大阪市中央区南船場二 丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	マジック ジャック R 会社	高砂電器 産業株式 会社	二四〇七八九
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	アステカ リターン ズ 会社	株式會社 エレコ	二四〇九二五
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ハナビヒ ヤツケイ 会社	株式會社 エレコ	二四〇九四一